



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年12月11日火曜日 第3035号

## ◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件の変更（2件）.....（森林整備課）...1028  
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）...1028  
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（ " ）...1029  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）...1029  
 土地改良事業の計画の変更の認可.....（東予地方局農村整備課）...1029  
 道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....（東予地方局管理課）...1029  
 道路の区域変更（県道蕪崎土居線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1029  
 指定道路の指定.....（ " ）...1029  
 道路の供用開始（県道高茂岬船越線）.....（南予地方局愛南土木事務所）...1030  
 道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....（南予地方局西予土木事務所）...1030  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1030  
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）...1030  
 指定医師の所在地の変更.....（ " ）...1031  
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）...1031

## 告 示

### ○愛媛県告示第1182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西条市小松町石鎚字横峰2238・2246・2345（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2241から2243まで、2244の1、2244の2、2245、2251、2252、2254、2255、2257から2259まで、2265、2278から2280まで、2284から2287まで、2289、2290、2296、2308、2320、2323、2326から2328まで、2330、2334から2336まで、2338から2340まで、字途中の川2962、字湯浪3595の1、3595の4、3797の1、3798の1、3879、3884の1、3886、3887の1、3888から3891まで、3898、3908、3917、3922
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西条市小松町明穂字門開丙297、丙298の1、丙299、丙301、字絹笠丙302の1（次の図に示す部分に限る。）、丙302の2、丙303の1、丙303の3、小松町安井字ジヨ乙144の1・乙144の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字花園乙145、字ゲスケ乙146の1から乙146の3まで、乙146の4（次の図に示す部分に限る。）、乙146の5から乙146の10まで、字禪定寺畝乙147の2、乙147の13
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1184号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の

2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

土居加入区	禎瑞加入区	壬生川加入区
-------	-------	--------

（南予地方局産業経済部管内）

下灘第一加入区
---------

○愛媛県告示第1185号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成26年12月愛媛県告示第1360号）による保険に付すべき義務は、平成30年12月10日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

○愛媛県告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲983番9から 同町甲957番13まで	旧	メートル 10.0~42.0	キロメートル 0.470	一部廃止
			新	0	0	

○愛媛県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村1097番地先から 同町中村1263番2地先まで	旧	メートル 5.3~38.4	キロメートル 0.420	
			新	13.0~38.6	0.420	

○愛媛県告示第1190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年12月11日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

土居加入区	禎瑞加入区	壬生川加入区
-------	-------	--------

（南予地方局産業経済部管内）

下灘第一加入区
---------

○愛媛県告示第1186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、四国中央都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成30年12月3日認可した。

平成30年12月11日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成30年12月3日
- 3 指定道路の位置

四国中央市中曾根町字上秋則693番の一部  
4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 30.68メートル  
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町下久家448番2から 同町下久家367番まで	平成30年12月11日

○愛媛県告示第1192号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川137番地先から 同町惣川138番まで	旧	メートル 4.5~22.0	キロメートル 0.059	
		西予市野村町惣川137番から 同町惣川138番まで	新	18.0~27.9	0.061	

○愛媛県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川137番から 同町惣川138番まで	平成30年12月11日

○愛媛県告示第1194号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。  
平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	内 科	愛媛県立南宇和病院	越 智 麻 理 絵	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	平成 30年12月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	三 藤 建 志	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成 30年12月1日
聴 覚 障 害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	入 船 悠 樹	東温市志津川	平成 30年12月1日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	松 本 清 香	東温市志津川	平成 30年12月1日

## ○愛媛県告示第1195号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
松 坂 隆 範	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市269 - 1	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4丁目5番5号	平成30年 4月1日
杉 下 博 基	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	医 療 法 人 し ま せ 医 院	宇和島市保田甲856 - 1	平成30年 11月1日
高 木 健 次	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788 - 1	平成30年 11月1日

## ○愛媛県告示第1196号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成30年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	小 児 科	愛媛県立子ども療育 センター	矢 野 喜 昭	東温市田窪2135番地	平成 30年11月8日